

12. 自動車の整備の現況

〔1〕 自動車の整備の概況

(1) 自動車整備事業の認証・認定・指定制度の概要

事項	自動車分解整備事業の認証	優良自動車整備事業者の認定	指定自動車整備事業の指定
概要	<p>1. 自動車分解整備事業を営もうとする者は、事業場ごとに地方運輸局長の認証を受けなければならない。</p> <p>2. 認証基準</p> <p>(1) 事業場の設備</p> <p>① 規定の寸法の屋内作業場（車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場）及び車両置場を保有すること。</p> <p>② 規定の点検整備用機器を保有すること。</p> <p>(2) 整備士</p> <p>① 分解整備に従事する従業員（整備主任者を含む）の数を4で除して得た数以上が整備士の資格を有していること。（その数に1未満の端数があるときはこれを1とする）</p>	<p>1. 申請により、事業場ごとに地方運輸局長が認定を行う。</p> <p>2. 認定基準（別表）</p> <p>(1) 優良な設備</p> <p>(2) " 技術</p> <p>(3) " 管理組織</p>	<p>1. 申請により、事業場ごとに地方運輸局長が指定をすることができる。</p> <p>2. 指定基準</p> <p>(1) 認証を受けていること。</p> <p>(2) 設備、技術、管理組織等について、指定自動車整備事業の指定基準に適合していること。</p> <p>(3) 自動車検査員（整備主任者として1年以上の実務経験を有し、地方運輸局長の教習を修了した者）を選任すること。</p> <p>(4) 検査設備について、自動車検査用機械器具（8品目）を保有していること。</p>
道路運送車両法	第78条 第80条	第94条	第94条の2
省令	道路運送車両法施行規則 （昭26. 8. 16 運輸省令74号） 第57条	優良自動車整備事業者認定規則 （昭26. 8. 10 運輸省令72号）	指定自動車整備事業規則 （昭37. 9. 26 運輸省令49号）
通達	自動車分解整備事業認証業務資料の送付について （昭26. 10. 10 自整第47号）	優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達） （昭42. 1. 21 自整第7号）	自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について （平14. 7. 1 国自整第63号）

(2) 優良認定基準の概要

認定の種類 項目	1 種 整備工場	2 種 整備工場	特 殊 整 備 工 場				
			車 体 整 備		電 気 装 置 整 備	タ イ ヤ 整 備	原 動 機 整 備
			(一 種)	(二 種)			
工 員 数	10人以上	4人以上 (ただし、対象車種により5人以上)	5人以上	3人以上	3人以上	3人以上	7人以上
整 備 士 数	4人以上	2人以上	2人以上	2人以上	2人以上	2人以上	1人以上
整 備 士 保 有 割 合	1/3以上	1/3以上	—	—	—	—	—
屋 内 現 車 作 業 場	注2×1.6以上	注2以上	60㎡以上	50㎡以上	35㎡以上	35㎡以上	分解組立 作業場 20㎡以上
屋 内 整 備 作 業 場	—	—	—	—	20㎡以上	20㎡以上	60㎡以上
そ の 他 の 作 業 場	機械の配置及び作業性からみて十分な面積						
車 両 又 は 受 注 品 置 場	屋内現車作業場の30%以上の面積						屋内整備作業場の10%以上の面積
完 成 検 査 場	完成検査の作業を行うために十分な面積				—	—	完成検査の作業を行うために十分な面積
洗 車 又 は 洗 浄 場	—		洗車作業を行うために十分な面積		—	—	原動機の洗浄を行うために十分な面積
整 備 用 器	認証工場の設備 機器の他17品目	認証工場の設備 機器の他7品目	17品目	15品目	21品目	22品目	47品目
事 業 場 理 責 任 者	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
主 技 術 者	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人

(注) 1. 「優良自動車整備事業者認定規則」及び「優良自動車整備事業者認定規則の運用について」による。

2. 認証基準で定める車両整備作業場及び点検作業場の面積

3. 屋内「指定整備工場の検査設備として完成検査場を有している場合（共同設備を使用する場合を含む。）は、当該完成検査場で足りる。」

(3) 認証工場及び指定工場の基準比較

項目		区分		認証工場	指定工場	
要員	事業場管理責任者	-		1人		
	工員数	2人以上		4人以上	ただし、対象車種により5人以上	
	うち主任技術者	-		1人		
	うち整備主任者	1人以上		1人以上		
	うち自動車検査員	-		1人以上		
	うち整備士	1人以上	〔整備士保有割合1/4以上〕		2人以上	〔整備士保有割合1/3以上〕
施設	屋内作業場	車両整備作業場	32㎡以上 (4m×8m以上)		屋内現車作業場	64㎡以上
		点検作業場	32㎡以上 (4m×8m以上)			
		部品整備作業場	8㎡以上			
	完成検査場	-		完成検査の作業を行うために十分な面積		
	車両置場	16.5㎡以上 (3m×5.5m以上)		屋内現車作業場面積の30%以上		
機器	整備用機器	29 品目		37 品目		
	検査用機器			8 品目		

- (注) 1. 事業場管理責任者、主任技術者、整備主任者及び自動車検査員は、1人で全て兼務することができる。
 2. 認証工場の車両整備作業場、点検作業場及び部品整備作業場は、普通乗用自動車の場合について示す。また、指定工場における屋内現車作業場についても同様である。
 3. 完成検査場は、現車及び検査用機器のためのスペースである。
 4. 車両置場は、普通乗用自動車の場合について示す。
 5. 指定工場用機器には、認証工場用機器の品目を含む。
 6. 認証工場の施設・機器は、分解整備をする装置を限定しない場合について示す。

(4) 自動車分解整備事業の工場数の推移 (全国)

年度末	50	60	2	7	12	17	22	26	27	28	29
認証工場	71,875	80,242	82,250	84,025	87,076	89,305	91,935	92,252	92,156	92,042	92,044
うち指定整備工場	13,859	19,327	20,235	22,553	26,927	28,674	29,224	29,749	29,863	29,977	30,101

(5) 指定整備率等の推移 (全国)

年度	50	60	2	7	12	17	22	26	27	28	29
項目											
継続検査件数(千台)(A)	10,813	14,950	17,770	21,781	23,430	22,572	22,267	21,129	20,869	21,345	20,612
うち指定整備検査件数 (民間車検取扱件数)(千台)(B)	5,666	9,550	11,882	14,392	16,380	16,337	16,506	15,801	15,666	16,156	15,608
指定整備率(%) (B/A)	52.4	63.9	66.9	66.1	69.9	72.3	74.1	74.8	75.0	75.6	75.7
1指定整備工場当たり取扱件数(台/工場)	409	494	587	638	608	569	564	531	524	538	518

(6) 自動車整備工場の推移（九州）

平成30年3月末現在

種別 \ 年度	50	60	2	7	12	17	22	26	27	28	29
認 証	8,255	9,931	10,192	10,397	10,717	10,876	11,140	11,185	11,165	11,116	11,079
(指数)	100	120	123	126	130	132	135	135	135	134	134
認 定	694	523	453	426	399	340	288	271	262	254	249
(指数)	100	75.4	65.3	61.4	57.5	49.0	41.5	39.0	37.8	36.6	35.9
指 定	1,454	2,076	2,195	2,447	2,987	3,280	3,372	3,472	3,482	3,499	3,517
(指数)	100	143	151	168	205	226	232	239	239	241	242
指定整備率	54.7	64.1	66.9	65.7	69.8	72.9	74.7	76.3	76.9	77.7	78.1

(注) 認定及び指定の工場数は、認証の工場数の内数（指数：50年＝100）

(7) 県別自動車整備工場数

平成30年3月末現在

県 別 \ 項 目	認証工場	認定工場	指定工場
福 岡	3,459	75	1,075
佐 賀	810	17	250
長 崎	1,179	21	385
熊 本	1,592	44	508
大 分	1,049	23	346
宮 崎	1,157	26	393
鹿 児 島	1,833	43	560
九 州	11,079	249	3,517
全 国	92,044	2,800	30,101
九州 / 全国	12.0%	8.9%	11.7%

(注) 認定及び指定の工場数は、認証の工場数の内数。

(8) 自動車整備士合格者数の累計（九州）

平成30年3月末現在

種別 年度	1級 小型		2級	3級	特殊	タイヤ 車体 電装	計
			ガソリン ジーゼル シャシ 二輪	ガソリン ジーゼル シャシ 二輪			
50			26,728	95,587		1,971	124,286
60			47,441	137,440		4,908	189,789
2			56,475	148,764		5,327	210,566
7			66,545	157,591		5,607	229,743
12			78,019	167,316		5,979	251,314
17		132	91,002	174,803		6,459	272,396
22		470	105,100	181,646		6,979	294,195
26		729	113,588	186,177		7,214	307,708
27		793	115,796	187,489		7,264	317,539
28		862	117,827	188,692		7,311	320,889
29		907	119,990	190,124		7,366	324,584

(注) 1級小型は平成14年度から、2級二輪は平成元年度から、3級二輪は平成5年度から、3級シャシは平成12年度から

(9) 自動車整備士養成施設の現況（九州）

① 一種養成施設

平成30年3月末現在

	大学別科	高等学校	専門学校	職業訓練校	計
施設数	0	17	11	11	39
定員(人)	0	1,257	1,175	260	2,692

② 二種養成施設 7施設 6,570人

③ 認定養成施設 2施設 140人
(認定大学)